

## 論説

他人になりすまして電子記録の請求における  
意思表示をした者の責任

切 詰 和 雅

## 1. はじめに

電子記録債権は、発生記録と呼ばれる電子記録をすることによって発生する（電子記録債権法15条）<sup>1</sup>。電子記録の請求は、原則として、電子記録権利者および電子記録義務者の双方によって行われなければならない（電子記録債権法5条1項）<sup>2</sup>。また、電子記録の請求は、共同でしても個別にしてもよく、共同で

---

<sup>1</sup> 電子記録債権は、発生記録によって発生し、譲渡記録によって譲渡の効力が生じる（電子記録債権法15条、17条）。すなわち、債務者・債権者の双方からの電子記録の請求のみが要件とされ、そのほかに当事者間で合意ないしは契約が成立することは要件とされていない。この点、中間試案においては、電子記録債権の発生・譲渡等の要件として、当事者間の契約を要件とするか、電子記録の請求は当事者双方からなされることを要するかに応じて、4つの案が掲げられ、検討された（詳細は、始関正光＝坂本三郎＝仁科秀隆「電子登録債権に関する中間試案に対する意見照会結果の概要（1）」NBL844号16頁以下）。

なお、立案担当者は、電子記録債権の発生や譲渡の効力発生要件としての当事者の意思表示は、当事者双方の電子記録の請求の意思表示のみで足りるとして、当該電子記録の請求の意思表示について、次のように述べている。すなわち、「12条1項及び13条が『電子記録の請求における相手方に対する意思表示』という用語を使っているのは、電子記録の請求という一つの意思表示の中に、電子債権記録機関に対して電子記録をすることを求める意思表示のほかに、相手方との間で当該電子記録（発生記録や譲渡記録）によって生ずる法律効果を生じさせる意思表示もされているものとして取り扱うことを示している」とされる（始関正光＝高橋康文「電子記録債権法の概説（1）」金融法務事情1810号62頁）。

<sup>2</sup> 電子記録の請求について、債務者・債権者の双方の請求があることを要するか、債権者の単独請求で足りるかについては、法制審議会電子債権法部会において大きく意見が

しない場合には電子記録権利者および電子記録義務者のすべての者が電子記録の請求をした時に、その効力が生じる（電子記録債権法5条3項）。

ところで、電子記録の請求における相手方に対する意思表示は、当事者本人でなくてもなし得る。他人のために電子記録の請求における相手方に対する意思表示をする場合には、代理人の氏名を明らかにして意思表示を行う方式（代理方式）と、代理人の氏名を明らかにせず意思表示を行う方式（代行方式・機関方式）とがある<sup>3</sup>。いずれの方式によっても、権限ある者によってなされているかぎりにおいて、本人が電子記録債権法上の権利を有し、義務を負う<sup>4</sup>。問題となるのは、他人になりすまして電子記録の請求における相手方に対する意思表示がなされた場合である。

他人のために電子記録の請求における相手方に対する意思表示をした者が、その権限を有しなかった場合について、立案担当者は、無権代理の場合について、本人に対する責任追及も無権代理人に対する責任追及も、電子記録債権法に特則がないかぎり、民法の規定によるとする<sup>5</sup>。また、なりすましの場合について、権限を有しない者が他人に効果が帰属するかのように偽って行為をした点において無権代理と同様であることを理由として、名義人に対する責任追及も他人になりすました者に対する責任追及も、無権代理の場合と同様に民法の代理に関する諸規定が適用または類推適用されるとしている<sup>6</sup>。すなわち、名義人に対する責任追及として、原則として当該電子記録債権についての責任を追及することはできないが、名義人が追認をした場合（民法116条の適用また

---

分かれていた。最終的に、双方の請求が要求された理由として、第一に、電子記録によって権利の発生、移転という効力が生じることから、当事者双方の意思表示に基づくものとするのが、権利の発生、移転は原則として当事者の契約によるという民法の原則と整合的であること、第二に、電子記録債権の取得によって原因関係の消滅や行使に影響が生じることからして、電子記録の手續において、債権者の意思を無視するのは相当ではないこと等が挙げられている（萩本修＝仁科秀隆編『逐条解説電子記録債権法—債権の発生・譲渡・消滅等』（商事法務、2014年）30頁）。

<sup>3</sup> 田路至弘編著『わかりやすい電子記録債権法』（商事法務、2007年）40頁。

<sup>4</sup> 代理方式の場合には、効果帰属主体として権利を有し、義務を負い、代行方式の場合には、契約当事者として権利を有し、義務を負う。

<sup>5</sup> 萩本＝仁科・前掲注（2）70頁。

<sup>6</sup> 萩本＝仁科・前掲注（2）71頁以下。

は類推適用)には名義人が責任を負い、また、表見代理(民法109条, 110条, 112条)の規定の適用または類推適用によって、相手方は名義人の責任を追及できるとする。他人になりすました者に対しても、民法の規定(民法117条1項の適用または類推適用)に基づいて、履行または損害賠償の請求を求めることができる<sup>7</sup>。しかし、無権代理人の責任(民法117条)および表見代理(民法109条, 110条, 112条)による本人の責任について定められているのは、この者(無権代理人)は代理権を有しているとの相手方の信頼を保護するためである<sup>8</sup>。電子記録の請求は共同でなくてもよく、かつ、ウェブ上での請求が多

<sup>7</sup> 電子登録債権に関する中間試案において、「他人のためにする電子登録債権に係る意思表示」(中間試案1の2(3))に関して、「(前注)他人のためにする電子登録債権に係る意思表示の方法としては、代理方式(代理人の氏名等を明らかにして意思表示を行う方式)と機関方式(代理人の氏名等を明らかにせず意思表示を行う方式)があるが、そのいずれについても、原則として、民法の規定が適用される。例えば、他人のために電子登録債権に係る意思表示をした者が、その権限を有しなかった場合(代理方式における無権代理の場合と、機関方式における本人の名義の冒用の場合)、当該行為は、本人がその追認をしなければ、本人に対してその効力を生じない(民法113条)が、表見代理の規定(民法109条, 110条, 112条)が適用又は類推適用されたときは、本人に効果が帰属することとなる。・・・」とされているが、これに関して、代理方式と機関方式のいずれについても民法の規定が適用されることに異論はないとの意見などがあったほか、ほとんど意見は寄せられなかったようである。また、「他人のためにする意思表示をした者の責任」(中間試案1の2(3)b)に関して、「他人のために電子登録債権に係る意思表示をした者に対する民法117条2項の規定の適用については、同項中『過失』とあるのは『重大な過失』と読み替えるものとする。(注1)手形法8条2文・3文と同様の規定は設けないものとする。(注2)他人名義を冒用して電子登録債権に係る意思表示をした者についても無権代理人の責任の規定が適用又は類推適用される。」との中間試案が示されていたが、反対意見が1つあったほかは、すべて賛成意見であったとのことである。その反対意見というのも、無権代理人の責任の規定において重大な過失と読み替えるのであれば、表見代理規定においても重大な過失と読み替えるべきという意見であって、要するに、他人のために電子登録債権に係る意思表示をした者が、その権限を有しなかった場合に、民法の規定が適用または類推適用されることについて反対の意見はない(始関＝坂本＝仁科・前掲注(1)19頁以下)。

<sup>8</sup> 佐久間毅『代理取引の保護法理』(有斐閣, 平成13年)87頁, 我妻榮＝有泉亨＝清水誠＝田山輝明『我妻・有泉コンメンタール民法—総則・物権・債権—』(日本評論社, 8版, 令和4年)223頁。佐久間教授は、無権代理人の責任および表見代理に関する規定の立法趣旨について、次のように述べている。すなわち、「わが民法においては、代理権の存否は本人・代理人間の内部合意により決せられるので、相手方がその存在を確実に知ることは困難である。そのため、無権代理行為の無効を貫くと、相手方にとって代理人との取引は極めて危険なものとなり、現代の取引に不可欠である代理制度が信用を失うことになりかねない。そこで、相手方が代理権の存在を外的事情から正当に信じた場合、

と思われる<sup>9</sup>が、はたして、相手方が無権代理人をして代理権を有している  
と信頼することはあり得るのであろうか。代行者の氏名を明らかにせずに意思  
表示を行う代行方式の場合には、なおさらである。

そこで、本稿では、他人になりすまして電子記録の請求における相手方に対  
する意思表示をした者の責任に関して、いかなる法制度に基づいて責任追及す  
べきかについて検討する。

以下においては、まずは、無権代理となりすましとの区別の基準について考  
察する。その際、手形における無権代理と手形偽造との区別の基準を参考にす  
る。その後、なりすましの場合における他人になりすました者の責任について  
検討を加える。その際、手形偽造者の手形責任に関する議論を参考にして、検  
討する。

## 2. 無権代理となりすましとの区別の基準

本章においては、手形における無権代理と偽造との区別の基準を参考にして、  
電子記録の請求における無権代理となりすましとの区別の基準について考察する。

電子記録の請求と同様に、手形行為も他人によってなすことができる。その  
方法として、他人が本人のためにすることを示してする代理方式と、他人が直  
接本人名義で手形行為をする代行方式（機関方式）とがある<sup>10</sup>。そして、代理  
方式において権限がない場合が無権代理であり、代行方式において権限がない  
場合が偽造であるとされる。つまり、無権代理と偽造との区別は、手形上の記

---

この相手方を法律行為が有効に成立した場合と同様の形で保護することが要請される。  
この要請に応えるために、民法は、一一七条において無権代理人の責任を定めるとも  
に、無権代理であっても一定の場合には有権代理と同様の効果が本人に生じることを認  
めた。一〇九条、一一〇条、一一二条が規律する、表見代理である」とされる（同頁）。

<sup>9</sup> 電子記録の請求の方式については、法律上の限定はなく、各電子債権記録機関が、業  
務規定において、電子的な方式に限るのか、書面の提出という方式も認めるのか否か  
等を定めることになる（始関＝高橋・前掲注（1）61頁）。なお、でんさいネットを利用  
するアクセスチャネル（利用方法）については、インターネットバンキングによる取扱  
いを原則としている参加金融機関が多いとされる（株式会社全銀電子債権ネットワーク  
『「でんさい」のすべて』（金融財政事情研究会、2版、平成26年）32頁）。

<sup>10</sup> 田邊光政『最新手形法小切手法』（中央経済社、5訂版、平成12年）79頁。

載を基準にすべきであると解されており<sup>11</sup>、現在において争いはない<sup>12</sup>。

それでは、無権代理と偽造との区別は手形上の記載を基準にすべきであると解する理由は何であろうか。この点、手形上の表示が行為の効果を決定する手形関係においては、実質よりも形式によって考えるべきである<sup>13</sup>とか、手形行為の書面行為たる特質上、その性質の決定は、手形外に存する事情ではなく、手形上に表示されている形式によってなすべきである<sup>14</sup>とか、手形行為の内容、性質にとっては、手形の書面行為性により、手形上の記載が決定的であり、とくに内実関係を知らない第三者との関係では、その者の保護は手形の外形にしたがって図られるべき<sup>15</sup>、などの説明がなされている。要するに、手形上の記載を基準にすべき根拠として、手形行為の特性が挙げられている。すなわち、1つは、書面行為性であり、もう1つは、手形上の表示、記載が手形関係においては決定的である等の表現から推察するに、手形行為の文言性である。つまり、手形行為の書面行為性およびその文言性を根拠に、無権代理と偽造との区別は、手形上の記載を基準にすべきであるということになる<sup>16</sup>。そうであるな

<sup>11</sup> 鈴木竹雄『手形法・小切手法』（有斐閣、昭和32年）162頁、田中誠二『手形・小切手法詳論上巻』（勁草書房、昭和43年）186頁、大隅健一郎＝河本一郎『注釈手形法・小切手法』（有斐閣、昭和52年）46頁以下、田邊・前掲注（10）85頁、弥永真生『リーガルマインド手形法・小切手法』（有斐閣、3版、平成30年）94頁。

<sup>12</sup> 判例は、かつて無権限者が直接本人名義で手形行為を行った場合に、本人のためにする意思を有していたか否かによって無権代理と偽造とを区別していた（大判昭和8年9月28日法律新聞3620号7頁）。判例がこのような立場であったのは、手形偽造の場合には被偽造者は手形上の責任を負わないことを前提としたうえで、本人に責任を負わせる必要がないときは無権限者が直接本人名義で行った手形行為を偽造とし、本人に責任を負わせる必要があるときは無権代理として扱い、諸事情を総合して妥当な結論を導くためであって、そのための基準として「本人のためにする意思」の存否を用いたのである（蓮井良憲「手形の偽造」鈴木竹雄＝大隅健一郎編『手形法・小切手法講座第1巻』（有斐閣、昭和39年）235頁参照）。ところが、判例は、無権限者が直接本人名義で行った手形行為について表見代理規定の類推適用を認めるにいたったので、もはや行為者の代理意思の有無を基準として無権代理と偽造とを区別する必要はなくなったのである（弥永・前掲注（11）94頁参照）。

<sup>13</sup> 鈴木・前掲注（11）162頁。

<sup>14</sup> 蓮井・前掲注（12）236頁。

<sup>15</sup> 川村正幸『手形・小切手法』（新世社、4版、平成30年）85頁以下。

<sup>16</sup> 田邊教授は、「無権代理と偽造との区別は、純粹に形式を基準にすべきである」とされるが、その理由については述べていない（田邊・前掲注（10）85頁）。しかし、代理方式の形式的要件として、「手形行為は証券的行為であり、その文言性、書面行為性のゆえ

らば、電子記録の請求においても、書面行為性および文言性が肯定されるならば、手形における無権代理と偽造との区別の基準と同様に、形式を基準として無権代理となりすましが区別されるべきということになる。それでは、電子記録の請求において、書面行為性および文言性が認められるであろうか。

この点、電子記録の請求において、厳密な意味での書面行為性はないといえる。なぜなら、電子記録の請求の方式に関して、電子的な方式に限るのか、書面の提出という方式も認めるのか等は、各電子債権記録機関が業務規定において定めることである<sup>17</sup>から、電子的な方式に限る場合には、そもそも「書面」を通じて意思表示を行うことはできないからである。ただ、ここで検討している書面行為性は、一般的には統一手形用紙という書面を使うことを前提とした手形行為において、そのように名付けられたのであるから、書面を使うことが前提ではない電子記録債権の電子記録の請求においては、「書面」という文言に拘泥すべきではない。書面行為性の本質は、意思表示（債権債務の内容）を、口頭ではなく、目に見える形で行うという点にある。手形においては、統一手形用紙という書面に手形要件（債権債務の内容）が記載され、当該内容の債務を負担する意思で、手形が振り出される。つまり、電子記録債権の電子記録の請求における相手方に対する意思表示（債権債務の内容）が、電子的な方式であれ、書面の提出という方式であれ、目に見える形でなされているのであれば、手形行為にいうところの書面行為性と同様の性質があるといえる。

電子記録の請求は、請求者の氏名又は名称および住所その他の電子記録の請求に必要な情報として政令で定めるものを電子債権記録機関に提供してしなければならない（電子記録債権法6条）。電子記録の請求に必要な情報については、電子記録債権法施行令1条各号に定められている。電子記録の請求に必要な情報として、「請求者の氏名又は名称及び住所」（1号）、「請求者が法人であ

---

に、代理の顕名主義が要求される」として、本人のために代理人として手形行為をする意図であったとしても、本人や代理関係を表示しないで直接に代理人の署名をしたときは、代理人自身の手形債務が成立すると説明されている（80頁）。このことから察するに、無権代理と偽造との区別についても、手形行為の文言性および書面行為性を根拠に、形式を基準とすべきと考えていると思われる。

<sup>17</sup> 始関＝高橋・前掲注（1）61頁。

るときは、その代表者の氏名」(2号)等が挙げられており、「前各号に掲げるもののほか、別表の電子記録欄に掲げる電子記録の請求をするときは、同表の電子記録の請求に必要な情報欄に掲げる事項」(8号)も必要な情報である旨が定められている。そして、別表によると、発生記録の請求に必要な情報として、「イ 法第十六条第一項第一号から第六号までに掲げる事項」と「ロ 法第十六条第二項第一号から第十四号までに掲げる事項」が定められている。電子記録債権法16条1項は、発生記録における必要的記載事項であり、同条2項は、任意的記載事項である。電子記録債権法16条1項には、発生記録において記録しなければならない事項として、「債務者が一定の金額を支払う旨」(1号)、「支払期日」(2号)、「債権者の氏名又は名称及び住所」(3号)、「債権者が二人以上ある場合において、その債権が不可分債権又は連帯債権であるときはその旨、可分債権であるときは債権者ごとの債権の金額」(4号)、「債務者の氏名又は名称及び住所」(5号)、「債務者が二人以上ある場合において、その債務が不可分債務又は連帯債務であるときはその旨、可分債務であるときは債務者ごとの債務の金額」(6号)が掲げられている<sup>18</sup>。電子記録債権法16条1項各号は、手形でいうところの手形要件(必要的記載事項。為替手形に関しては手形法1条、約束手形に関しては手形法75条)であり、いわば債権債務の内容といえる。そして、発生記録の請求は、電子記録債権法施行令1条各号の事項および電子記録債権法16条1項1号から6号までの事項を、電子的な方式であれ、書面の提出という方式であれ、電子債権記録機関に必ず提供してしなければならない。すなわち、電子記録の請求における相手方に対する意思表示(債権債務の内容)は、目に見える形でなされているといえる。したがって、電子記録の請求には、書面行為性と同様の性質があるといえる。

電子記録の請求に書面行為性と同様の性質が認められるのであれば、必然的に電子記録債権の電子記録の請求には文言性もあるといえよう<sup>19</sup>。実際、電子

<sup>18</sup> 電子記録債権法16条1項7号は「記録番号」、8号は「電子記録の年月日」である。

<sup>19</sup> 手形行為の文言性は手形行為の書面行為性に由来するものである。すなわち、手形行為が書面行為としてなされる以上、その効力も専ら書面上の記載によって決定されるべきであるという文言性が導き出される(田中・前掲注(11)77頁)。

記録債権法9条1項は、電子記録債権の内容は債権記録の記録により定まる旨を規定する。

以上要するに、電子記録の請求には、書面行為性と同様の性質および文言性が認められる。それゆえ、電子記録の請求においても、手形における無権代理と偽造との区別の基準と同様に、形式を基準として無権代理となりすましが区別されるべきである。具体的には、電子記録の請求に必要な情報として、電子記録債権法施行令1条3号の事項、すなわち「代理人によって電子記録の請求をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名」に関する事項が申請されているか否かによることになろう。電子記録債権法施行令1条3号の代理人に関する事項についての記載があり、電子債権記録機関に提供されたうえで電子記録の請求が行われる場合には、いわゆる代理方式であって、この場合に無権限であったときは、無権代理ということになる。そして、電子記録債権法施行令1条3号の代理人に関する事項についての記載がなく、直接本人名義で電子記録の請求が行われる場合には、いわゆる代行方式であって、この場合に無権限であったときは、なりすましということになる。

### 3. 他人になりすました者の責任

なりすましとは、他人が、何ら権限がないにもかかわらず、名義人本人による請求であると偽って、電子記録の請求をする場合をいう<sup>20</sup>。したがって、電子記録の請求に必要な情報として、電子記録債権法施行令1条3号の代理人に関する事項が申請されずに、直接本人名義で電子記録の請求が行われている場合に、その者が代行権限を有していないときが、なりすましということになる。

なりすましの場合において、名義人の責任および他人になりすました者の責任について、電子記録債権法は明文規定を置いていない。この点、立案担当者は、なりすましの場合も無権代理の場合と同様に考えている。すなわち、まず、

---

<sup>20</sup> 萩本=仁科・前掲注(2)71頁。

名義人の責任について、原則として、当該電子記録債権についての責任を負わない<sup>21</sup>が、追認（民法116条）があった場合および表見代理（民法109条、110条、112条）が成立する場合には、当該条文の適用または類推適用によって、相手方は名義人に対して当該電子記録債権についての責任を追及できるとする<sup>22</sup>。次に、なりすましをした者の責任について、相手方は、他人になりすました者に対して、民法117条1項の適用または類推適用によって、履行または損害賠償の請求を求めることができるとする<sup>23</sup>。

このように、立案担当者は、なりすましの場合も無権代理の場合と同様に、名義人の責任および他人になりすました者に対して、民法の代理に関する諸規定を適用または類推適用することによって責任追及できると解している。しかし、直接本人名義で電子記録の請求が行われている場合に、何故に代理に関する諸規定が適用または類推適用できるのであろうか。無権代理人の責任および表見代理に関する規定の趣旨は、代理権に対する相手方の信頼を保護することにあるが、はたして、代行方式の場合に、相手方は、他人になりすました者について代行権限があると信頼することはあるのであろうか。そこで、以下においては、第一に、電子記録の発生請求がどのようになされているのかについて整理し、相手方が信頼する可能性があるか否かについて考察する。第二に、手形偽造者の手形責任に関する議論を参考にして、他人になりすました者に対する責任追及について検討する。

電子記録債権法によると、電子記録の請求は、原則として、電子記録権利者および電子記録義務者の双方によって行われなければならない（電子記録債権法5条1項）が、共同でも個別にしてもよく、共同でない場合には電子記録権利者および電子記録義務者のすべての者が電子記録の請求をした時に、その効力が生じる（電子記録債権法5条3項）。電子記録債権法の条文だ

---

<sup>21</sup> その理由として、「他人になりすました者は、名義人に効果を帰属させる何らの権限も有しない」ことを挙げている（萩本=仁科・前掲注（2）71頁。）。

<sup>22</sup> 萩本=仁科・前掲注（2）71頁。なお、名義人と当該名義人になりすました者との関係によっては、名義人に対して民法715条の使用者責任の規定に基づいて損害賠償を請求することもできるとする（同頁）。

<sup>23</sup> 萩本=仁科・前掲注（2）72頁。

けをみると、電子記録権利者および電子記録義務者の双方が共同でまたは個別に電子記録の請求を行う必要があるように見える。しかし、実際には、でんさいネットでは、債務者が、利用申込みを行った窓口金融機関を通じて発生記録請求を行い、当該請求を受けたでんさいネットが発生記録を行うことででんさい<sup>24</sup>が発生する債務者請求方式（業務規定26条）が基本的な取扱方法とされている<sup>25</sup>。すなわち、債務者請求方式によると、実際に、電子債権記録機関に電子記録の請求をしているのは電子記録義務者（債務者）のみであって、ただ債務者による電子記録の請求の際に、当該電子記録の電子記録権利者の請求もあわせておこなわれるという形をとっているのである<sup>26</sup>。債務者請求方式においては、電子記録の請求は債務者のみが行うのであるから、債権者にとって、電子記録の請求が本人によって行われたのか、代理人によって行われたのか、代行者によって行われたのか知りようがないのではないかと<sup>27</sup>。そうであるとすれ

<sup>24</sup> 「でんさい」とは、株式会社全銀電子債権ネットワークが取り扱う電子記録債権のことである。

<sup>25</sup> 株式会社全銀電子債権ネットワーク・前掲注（9）54頁。

<sup>26</sup> 債務者請求方式における電子記録権利者の電子記録の請求について、次のように述べられている。すなわち「債務者請求方式では、債権者は特段の手続は行っていないので、一見すると電子記録債権法の要件を満たしていないように見える。これは、業務規程において、でんさいの債権者が債務者に対し発生記録の請求権限を包括的に付与した上で、債務者が自身の発生記録を請求する際に、当該権限付与に基づき債権者の発生記録も併せて請求する形とする（規程26条1項、4項）ことで、電子記録債権法の双方による請求の要件を満たすものである。これにより、でんさいの発生記録請求の手続を、約束手形の振出と同様、債務者単独で行えるようにしている。」と説明されている（株式会社全銀電子債権ネットワーク・前掲注（9）56頁）。

<sup>27</sup> でんさいネットでは、債権者が発生記録の請求を行い、通知を受けた債務者が通知を受けた日を含めて5銀行営業日以内に承諾をした場合に、承諾をした日にでんさいが発生する債権者請求方式（業務規定27条）によっても、でんさいを発生させることができる。ただし、参加金融機関によっては、債務者請求方式のみを認めて、債権者請求方式を取り扱っていない場合があり、また、利用者が利用契約で債権者請求方式を利用しない旨を選択した場合は、債権者請求方式の発生記録の債権者および債務者となることができない（株式会社全銀電子債権ネットワーク・前掲注（9）55頁）。債務者請求方式にしても債権者請求方式にしても、発生記録の通知（債権者請求方式の場合には、承諾依頼通知）が相手方になされるが、当該通知のなかに、電子記録債権法施行令1条3項の代理人に関する事項が含まれているかは不明である。しかし、電子記録債権法施行令1条3項の事項が、電子記録の請求に必要な情報として必要的申請事項ではあるが、記録事項（電子記録債権法16条1項各号の事項（必要的記録事項））ではないことからすると、発生記録の通知のなかに代理人に関する事項は含まれていないのではないかとと思われる。

ば、代理権または代行権限に対する相手方の信頼は生じようがない。したがって、なりすましの場合において、民法の代理に関する諸規定を適用または類推適用することはできないように思われる。とはいえ、債務者請求方式において、債権者にとって、電子記録の請求が誰によって行われたか知りようがないということは、代行方式に限ったことではない。代理方式においても同様である。それにもかかわらず、代理方式において、その者に権限がない場合、すなわち、無権代理の場合には、当然に民法の代理に関する諸規定が適用されることを前提として、電子記録債権法13条は、無権代理人の責任に関して、民法117条2項の適用にあたって、同項中の「過失」を「重大な過失」とする旨を定めている。それゆえ、無権代理の場合となりすましの場合との間に類推の基礎が存在すれば、なりすましの場合にも民法の代理に関する諸規定を類推適用することができそうである。そこで、以下においては、無権代理の場合となりすましの場合との間に類推の基礎が存在するか、手形偽造者の手形責任に関する議論を参考にして検討する。

立案担当者は、なりすましの場合について次のように述べる。すなわち、「なりすましの場合も、権限を有しない者が他人に効果が帰属するかのようにならざる行為をした点で、無権代理と同様であるから、これと同様に考えるのが相当である」<sup>28</sup>として、名義人に対する責任追及は無権代理における本人に対する責任追及と同様に、他人になりすました者に対する責任追及は無権代理人に対する責任追及と同様に、民法の代理に関する諸規定が適用または類推適用されるとする。また、立案担当者は、なりすましの場合について、「手形でいえば偽造に当たる」<sup>29</sup>と明言している。そこで、まずは、手形偽造者の手形責任に関する見解を整理する。

手形偽造者の手形責任については、3つの見解がある。

第一に、手形偽造者は手形上の責任を負わないとする見解である<sup>30</sup>。その理

---

<sup>28</sup> 萩本=仁科・前掲注(2)71頁。

<sup>29</sup> 萩本=仁科・前掲注(2)71頁。

<sup>30</sup> 旧時の判例・通説である。大判大正12年3月14日民集2巻103頁、田中耕太郎『手形法小切手法概論』(有斐閣・訂正4版・昭和12年)204頁、田中・前掲注(11)194頁以下、石井照久=鴻常夫『手形法・小切手法(商法Ⅳ)』(勁草書房、2版、昭和47年)110頁以下、

由として、偽造者は、手形上にその氏名が表示されていないので、手形行為の文言性からいって、手形上の責任を負担させる基礎がないこと、また、実際上も偽造者の氏名は手形上に表示されていないので、第三者が偽造者を信頼することもないことが挙げられている<sup>31</sup>。

第二に、手形法8条を類推適用して、手形偽造者に手形上の責任を認める見解である(手形法8条類推適用説)<sup>32</sup>。その理由として、無権代理人は無権限で本人が手形上の義務者であるかのような外形を作出したことに對して責任を負わされるのであるのに対し、偽造者は一層直接的な形式をもって本人の義務負担行為を作出した者であるから、無権代理人と同様に手形上の責任を負うべきであるとする<sup>33</sup>。この点、最高裁昭和49年6月28日判決<sup>34</sup>は、「手形法八条による無権代理人の責任は、責任負担のための署名による責任ではなく、名義人本人が手形上の責任を負うかのように表示したことに対する担保責任であると解すべきところ、手形偽造の場合も、名義人本人の氏名を使用するについて何らの権限のない者が、あたかも名義人本人が手形上の責任を負うものであるかのように表示する点においては、無権代理人の場合とかわりはなく、したがって、手形署名を作出した行為者の責任を論ずるにあたり、代理表示の有無によって本質的な差異をきたすものではなく、代理表示をせずに直接本人の署名を作出した偽造者に対しても、手形法八条の規定を類推適用して無権代理人と同様の手形上の担保責任を負わせて然るべき」と判示して、手形法8条の類推適用によって、手形偽造者の手形責任を認めた。要するに、手形法8条類推適用説は、無権限者が、あたかも本人が責任を負うかのように表示している点において、

---

納富義光『手形法・小切手法論』(有斐閣、昭和57年)135頁以下、小橋一郎『手形法・小切手法』(成文堂、平成7年)104頁。

<sup>31</sup> 田中・前掲注(11)194頁。

<sup>32</sup> 現在の判例・通説である。竹田省『手形法・小切手法』(有斐閣、昭和30年)33頁、伊澤孝平『手形法・小切手法』(有斐閣・14版・昭和32年)171頁、木内彦彦『手形法小切手法(企業法学Ⅲ)』(新青出版・第2版復刊、平成10年)96頁以下、前田庸『手形法・小切手法』(有斐閣、平成11年)81頁以下、川村・前掲注(15)88頁以下、弥永・前掲注(11)98頁。

<sup>33</sup> 竹田・前掲注(32)33頁。

<sup>34</sup> 民集28巻5号655頁。

無権代理の場合も手形偽造の場合も差異はないという点を類推の基礎としている。

第三に、偽造者が手形上に被偽造者名義の手形署名を作出する点について、偽造者は被偽造者のために手形行為をしているのではなく、偽造者自身のために手形行為をしているのであって、ただその署名につき他人たる被偽造者の名称を自己を表示する名称として使用しているに過ぎず、それは偽造者自身の手形行為であるとして、手形偽造者に手形上の責任を認める見解である（偽造者行為説）<sup>35</sup>。その理由として、いやしくも自己を表示するためにその名称を用いた以上は、手形行為者として当然に手形上の責任が認められるべきであるとする<sup>36</sup>。

まずは、偽造者行為説について、次のように批判できよう。すなわち、偽造者が自己を表示するために他人の名称を使用したと解することは、手形行為の主体を偽るものではなく、これに対し、偽造は手形行為の主体を偽るものであるから、偽造者行為説の法律構成は、偽造とは両立しない<sup>37</sup>。

次に、手形法8条類推適用説について検討する。最高裁昭和49年判決は、何らの権限のない者が、あたかも名義人本人が手形上の責任を負うものであるかのように表示する点において、手形偽造の場合も無権代理の場合も異なるところはないとして、手形署名を作出した行為者の責任を論じるにあたって、「代理表示の有無によって本質的な差異をきたすものではな」とする。しかし、まさに代理表示の有無が本質的な差異をきたすのである。そもそも、権限を有する者が、手形行為を代理方式で行おうと、代行方式で行おうと、本人が手形上の責任を負うことに変わりはない。しかし、本人が手形上の責任を負うにいたる法的な構造は異なる。すなわち、代理方式の場合には、代理人が行為者であって、代理人が行った法律行為の効果が効果帰属主体である本人に帰属することによって、本人が手形上の責任を負う。これに対して、代行方式の場合には、代行者の人格は法的に現れることはなく、本人が行為者として現れる結果、

<sup>35</sup> 蓮井・前掲注(12)249頁、大隅健一郎「手形偽造と手形法八条の類推適用」民商72巻5号883頁。

<sup>36</sup> 鈴木竹雄「他人の氏名による署名」手形小切手判例百選(第3版)別冊ジュリスト72号11頁、同「手形の偽造・変造」西原寛一＝服部栄三編『判例手形法小切手法』(商事法務研究会、昭和44年)126頁以下。

<sup>37</sup> 田中・前掲注(11)195頁。

本人は行為者として手形上の責任を負うのである。つまり、権限を有しない者が代理方式で手形行為を行った場合、手形行為そのものは有効に成立するが、代理権がないために、原則として本人に効果帰属せず、表見代理や無権代理人の責任について論じられることになる。これに対して、権限を有しない者が代行方式で手形行為を行った場合、代行権限がないため、当然、本人は行為者として手形上の責任を負わない。すなわち、手形行為そのものが無効である<sup>38</sup>。要するに、文言証券たる手形においては、まさに代理表示の有無が本質的な差異をきたすのである。したがって、文言証券たる手形においては、手形上の法律関係は手形面の記載によって決まるのであるから、代理表示の有無が本質的な差異、すなわち代理と代行という法的構造の差異を生み出すのであって、両者間に類推の基礎はないといえる。たしかに、何らの権限のない者が、あたかも名義人本人が手形上の責任を負うものであるかのように表示する点において、手形偽造の場合も無権代理の場合も異なるところはなく、単に方式が異なるだけで、無権代理人は手形上の責任を負うが、偽造者はそれを負わないというのは不衡平であるという価値判断は理解できる。しかし、偽造者は手形上の責任を負わないとしても、民法の不法行為に基づく損害賠償責任（民法709条）や刑法上の有価証券偽造罪（刑法162条）による制裁を免れえない<sup>39</sup>のであって、手形偽造者は手形偽造者として、それ相応の責任を負うのである。また、相手方保護の観点からしても、代理方式か代行方式かは手形面からわかることであるから、無権限者に対して追及できる責任が変わりうるとしても、不測の損害とまではいえない。ましてや、類推の基礎がないところに類推適用をしようとすると、当該規定が有している趣旨や体系を壊しかねない。

以上要するに、手形偽造において、被偽造者の名称を自己を表示する名称として使用しているとして、偽造者自身の手形行為であると解して、手形偽造者

<sup>38</sup> 倉沢康一郎『手形判例の基礎』（日本評論社、平成2年）51頁は、「代行の場合には、他人の表示機関である者が表示を行っているかぎりにおいて代行為が存在するのであり、他人の表示機関でないものがどのような表示を行おうとも、そこには代行為は存在しない。つまり、代行為は代行為としてのみ存在しうるものであって、権限のない者による代行為が存在するなどということはありません」とされる。

<sup>39</sup> 鈴木・前掲注(11) 167頁。

に手形上の責任を認めることはできず、また、無権代理と手形偽造との間に類推の基礎を認めることはできないため、民法の代理に関する諸規定を類推適用することによって、手形偽造者に手形上の責任を負わせることもできないと考える。

手形偽造者の手形責任における上記の検討結果は、電子記録債権法における他人になりすました者の責任にも当てはまる。電子記録にも文言性が与えられているからである。すなわち、電子記録債権の内容は、債権記録の記録により定まるものとされている（電子記録債権法9条1項）ので、代理方式であるのか代行方式であるのかという記録の差異は、電子記録債権法上の法律関係に本質的な差異を生じさせる。それゆえ、代理方式において権限のない無権代理と、代行方式において権限のないなりすましとの間には、民法の代理に関する諸規定を類推しうるほどの類推の基礎は存在しない。したがって、他人になりすました者に電子記録債権法上の責任を負わせることはできないと解する。そうであるとしても、多くの場合は、電子債権記録機関に対する損害賠償請求によって、相手方の保護が図られると思われる。電子債権記録機関は、代理権を有しない者または他人になりすました者の請求により電子記録をした場合には、電子債権記録機関の代表者および使用人その他の従業員がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明しないかぎり、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う（電子記録債権法14条）<sup>40</sup>。それゆえ、なりすましの場合には、相手方の保護として、まずは電子記録債権法14条に基づいて電子債権記録機関に対して損害賠償請求をすることが考えられ、電子債権記録機関が注意を怠らなかつたことを証明した場合には、なりすましをした者に対して、民法の不法行為に基づく損害賠償請求（民法709条）等を行うことにならう<sup>41</sup>。

<sup>40</sup> 第三者に対する不法行為（民法709条）に基づく損害賠償責任である（池田真朗＝太田穰編『解説電子記録債権法』（弘文堂、平成22年）74頁）。

<sup>41</sup> 手形の偽造において、手形偽造者に手形上の責任を認める実益として、通常の訴訟よりも簡易迅速に債務名義を取得することができる手形訴訟によることができるという点が考えられる。しかし、電子記録債権法においては、手形訴訟に代わる制度はない。また、電子記録債権法13条は、民法117条2項の「過失」を「重大な過失」とするだけであって、民法117条1項の相手方の選択権（履行請求をするか、損害賠償請求をするか）は残したままである。すなわち、相手方が履行請求をすれば、無権代理人は電子記録債権法上の

## おわりに

本稿においては、手形偽造者の手形責任に関する議論を参考にして、他人になりすました者の責任について論じた。しかし、実務においてどのように取り扱われているか不明な点も多く、場合によっては手形偽造者の手形責任に関する議論を参考にすることはできないかもしれない。そのように考えるのは、電子記録債権法施行令1条3号の代理人に関する事項が、発生記録について定めている電子記録債権法16条において必要的記録事項になっていないからである<sup>42</sup>。手形は文言証券であるから、手形上の法律関係は手形面の記載によって決まる。それゆえ、代理方式であるか代行方式であるかが重要な意味を有する。つまり、代理方式であれば、代理人を行為者、本人を効果帰属主体、相手方を受取人とした法律関係が成り立ち、代行方式であれば、本人を行為者、相手方を受取人とした法律関係が成り立つ。電子記録債権法においても、電子記録債権の内容は、債権記録の記録により定まるものとされているが（電子記録債権法9条1項）、債権記録のなかに電子記録債権法施行令1条3号の代理人に関する事項が含まれていないとすれば、代理方式であるか代行方式であるかは電子記録債権の内容に入ることはなく、ただ単に、債権者として記録されている者が債権者となり、債務者として記録されている者が債務者となるに過ぎないことになる。仮にそうであるとすれば、手形偽造者の手形責任に関する議論とは前提が異なるため、手形偽造者の手形責任に関する議論をそのまま参考することはできない<sup>43</sup>。なりすましの場合と手形偽造に関する議論とを同列に論

---

責任を負うことになり、相手方が損害賠償請求をすれば、無権代理人は賠償責任を負うが、それは電子記録債権法上の責任ではないことになる。つまり、電子記録債権法自体が、他人になりすました者に電子記録債権法上の責任を負わせることに強い拘りはないといえる。この点、手形法においては、相手方に選択権はなく、履行請求しかできない（手形法8条）。相手方の選択にしたがって、手形債権が発生したり発生しなかったりすることになり、手形上の権利を不安定なものにして、取引の安全を害することになるからである（倉沢・前掲注（38）46頁）。手形訴訟に代わる制度がないこと、また、電子記録債権法13条が相手方に選択権を認めていることからしても、他人になりすました者に対して、電子記録債権法上の責任を負わせることにこだわる必要はないように思われる。

<sup>42</sup> 譲渡記録について定めている電子記録債権法18条においても、しかりである。

<sup>43</sup> 立案担当者は、なりすましの場合に関して、手形でいえば偽造に当たるといい、また、

じるためには、電子記録債権法施行令1条3号の代理人に関する事項も電子記録（発生記録、譲渡記録）の必要的記載事項とすべきであるように思われる。

また、債務者請求方式においても、債権者請求方式においても、発生記録の通知が相手方になされることになるが、当該発生記録の通知のなかに電子記録債権法施行令1条3号の代理人に関する事項は含まれているのであろうか<sup>44</sup>。仮に含まれていないとすれば、代理人によって電子記録の請求がなされている場合（代理方式の場合）において、相手方への顕名（民法99条）はないことになる。そうであるとすれば、代理方式の場合において、有権代理であったとしても、顕名がないため代理構成によって本人に効果帰属させることはできず、ただ単に、本人が債権者または債務者として記録されているという理由で、債権者になりまたは債務者になるに過ぎないということになる（電子記録債権法9条1項参照）。代理方式の場合にさえ代理構成が取れないとすると、民法の代理に関する諸規定も適用できないことになりそうである。もちろん、代理方式の場合に無権限であったときは、民法117条2項の過失が重大な過失に読み替えられたうえで同条の適用はあるであろうし（電子記録債権法13条）、表見代理の規定（民法109条、110条、112条）も適用されるであろう。しかし、相手方への顕名がないまま、すなわち相手方は代理であることすら知らないまま、代理に関する諸規定が適用されるとなると、これらの規定が有している、この

---

なりすましをした者に対する責任追及の説明にあたって、手形偽造者については、手形法8条の類推適用により責任を負うとするのが判例・通説であると紹介しており、なりすましと手形偽造とを同列に論じている（萩本=仁科・前掲注（2）71頁以下）。

<sup>44</sup> 電子記録債権法制に関する中間試案の補足説明35頁によると、電子記録債権法施行令1条3号の代理人に関する事項についての説明として、申請行為の真正性を確保するために必要的申請事項としているものであって、この事項は、電子記録債権法施行令1条1号、2号の事項と同様、必要的申請事項ではあるが、登録事項とはしていないと述べられている。そして、電子記録債権法施行令1条1号、2号の事項についての説明として、当該事項を必要的申請事項としているのは、発生登録の申請をしている者が誰であるかを明確にするためであって、申請者を特定するための事項は、申請段階において確認できればよく、登録原簿にこの情報を記録する必要まではないので、この事項は、必要的申請事項ではあるが、登録事項とはしていないと述べる。この説明をみるかぎり、電子記録債権法施行令1条3号の代理人に関する事項は、電子債権記録機関が確認するためのものであって、電子記録の請求の相手方への通知に当該事項は含まれていないように思われる。

者（無権代理人）は代理権を有しているとの相手方の信頼を保護するためという趣旨はどうなるのであろうか。

**【付記】**

本稿は、科学研究費助成事業 若手研究「電子記録債権の新たな活用のための研究（18K12681）」（研究代表者：切詰和雅）の助成を受けた研究成果の一部である。